

改正

昭和53年12月26日条例第26号

平成6年3月29日条例第13号

平成6年12月21日条例第30号

平成10年3月24日条例第5号

平成12年12月21日条例第32号

平成13年3月22日条例第5号

平成14年9月27日条例第28号

平成15年9月22日条例第32号

平成16年6月22日条例第23号

平成18年9月19日条例第22号

平成20年3月18日条例第3号

平成20年6月23日条例第18号

平成21年3月17日条例第6号

平成22年3月26日条例第3号

平成23年3月22日条例第3号

平成24年3月22日条例第5号

平成26年3月18日条例第3号

奈井江町子ども医療費助成に関する条例

奈井江町乳幼児医療費支給条例（昭和48年条例第12号）の全部を、次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子ども医療費の全部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進をはかることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「子ども」とは、満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいう。

- (2) 「保護者」とは、子どもの親権を行う者、後見人その他の者で現に子どもを監護する者をいう。
- (3) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。）又は組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- (5) 「基本利用料」とは、高齢者医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- (6) 「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- (7) 「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。
- (受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ町の区域内に住所を有する世帯に属する子どもとする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている子ども
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている子ども
(受給資格者の認定等)

第4条 保護者は、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

- 2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

(助成の範囲等)

第5条 町長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であって、町の区域内に住所を有する世帯（生活保護法による被保護世帯を除く。）に属する子どもに係る医療費から受給者が負担すべき基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を保護者に対して助成する。

- 2 町長は、第2条第5号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。
- 3 第1項の助成は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）に支払うことにより行うことができるものとする。
- 4 町長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、助成する額を保護者に支給することにより行うことができる。

(助成の申請及び申請期間)

第6条 前条の助成は、保護者からの申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して3年以内とする。

(届出の義務)

第7条 受給資格者は、その資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があったときは、保護者は、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第8条 町長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な行為により第5条に定める助成を受けた者があるときは、その

者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和53年12月26日条例第26号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月29日条例第13号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月21日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(標準負担額に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の奈井江町乳幼児医療費助成に関する条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する厚生大臣が定める額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則 (平成10年3月24日条例第5号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日条例第32号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月22日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第1条中奈井江町乳幼児医療費助成に関する条例第3条の改正規定(中略)は、平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例中第1条の規定は、平成13年3月31日以前に現にこの条例による改正前の奈井江町乳幼児医療費助成に関する条例第5条の規定により受給資格を有していた者に係る助成については、この条例による改正後の奈井江町乳幼児医療費助成に関する条例第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年 9 月27日条例第28号）

この条例は、平成14年10月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 9 月22日条例第32号）

この条例は、平成15年10月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 6 月22日条例第23号）

この条例は、平成16年10月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 9 月19日条例第22号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月18日条例第 3 号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 6 月23日条例第18号）

この条例は、平成20年10月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月17日条例第 6 号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月26日条例第 3 号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月22日条例第 3 号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月22日条例第 5 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月18日条例第 3 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。